

保険料免除制度があります!

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額（15,100円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $\frac{1}{2}$ として計算されます。（保険料額は平成22年度の額）

☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$$

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
 ※平成21年7月～平成22年6月分の申請については、前々年(平成20年)の所得で審査を行います。
 ※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成22年度）と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ **4分の1納付**（3,780円）→ 年金額 $\frac{5}{8}$ （21年3月分までは $\frac{1}{2}$ ）
- ・ **半額納付**（7,550円）→ 年金額 $\frac{6}{8}$ （21年3月分までは $\frac{2}{3}$ ）
- ・ **4分の3納付**（11,330円）→ 年金額 $\frac{7}{8}$ （21年3月分までは $\frac{5}{6}$ ）

☆☆一部納付となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○ 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○ 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○ 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
 ※平成21年7月～平成22年6月分の申請については、前々年(平成20年)の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。